

(別紙)

令和6年度障がい者スポーツ団体調書及び障がい者スポーツ団体活動

支援事業計画書の作成について

令和6年度の障がい者スポーツ団体に対する支援等を円滑に行うことを目的として、下記を参考に書類を作成及び添付のうえ、令和6年2月29日(木)までに提出願います。

記

1 障がい者スポーツ団体調書

(1) 作成について

- ・ 本調書は障がい者スポーツ団体の令和6年度における連絡先や体制、事務連絡担当者等について確認するとともに、団体関係書類の提出を確認し、各団体のガバナンス適合状況を確認するため、作成及び提出をお願いします。
- ・ なお、事業計画及び事業報告、収支予算及び収支決算等を適切に作成していない団体については、不適切な運営がされている場合があることから運営状況を確認し、必要な支援を行う可能性がありますので、予めご留意ください。

(2) 作成方法

- ・ 「1 団体概況」のうち、「所在地・連絡先」は、当協会サイトへの掲載や当協会からの連絡先として登録すべき情報を記入してください。
- ・ 同じく「事務連絡担当者」は、当協会から書類等の郵送及びメール送付として貴団体における事業事務等をされる方の連絡担当者の情報を記入してください。
- ・ 「添付書類チェック」に記載のある書類について、以下を参考に「 (チェック欄)」にチェックのうえ、添付してください。

定款、寄付行為または規約 (以下、「定款等」)	貴団体の運営に係る上記(会則等を含む)を添付してください。
役員名簿	定款等に定める役員について最新の名簿を添付してください
令和6(2024)年度事業 計画書・収支予算書	令和6(2024)年度の事業計画書及び収支予算書を添付してください なお、当該書類は、定款等で定める理事会等による確認が既に行われている書類であることが望ましい

令和5(2023)年度事業 報告書・収支決算書	令和5(2023)年度の事業報告書及び収支決算書を添付してください なお、決算及び事業報告については、理事会及び総会等定款等で定める方法にて確認が行われたのちに提出してください(令和6年5月31日まで)
----------------------------	--

2 障がい者スポーツ団体活動支援事業計画書

(1) 作成について

- ・「障がい者スポーツ団体活動支援事業」は、これまで「障がい者スポーツ団体振興事業」及び「障がい者スポーツ団体地域活動支援事業」として実施していた事業について、事務手続きの簡素化を図るため、令和6年度から一本化する事業です。(内容の変更はありません)
- ・令和6年度における補助金額及び補助団体を選定し内示を行うため、事業を実施する予定の団体については、上記事業計画の作成及び提出をお願いします。

※「障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱」により、予算の範囲内での補助金交付となりますので、上限額とおりになることをご了承ください。

(2) 作成方法

- ・記載にあたっては、添付の「障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱」を確認し、補助対象経費及び補助条件等に合致した内容のみ記入してください。
- ・「1 県大会開催費」及び「2 九州大会等派遣費」は、原則1大会のみを対象としますので、複数大会の記載は行わないようお願いします。
- ・「1 県大会開催費」は、令和6年度に開催予定の大会に関する情報を記入してください。なお、まだ決定していない部分については、予定または見込みで記入をお願いします。
- ・「2 九州大会等派遣費」は、九州大会または九州を越えるエリアを対象とする規模(西日本・全国)の大会へ大分県選手を派遣する場合、その情報を記入してください。
- ・「3 地域活動支援費」は、団体の年間目標について記載し、当該目標の達成に向けた取組について記入してください。

3 その他

- ・記入及び作成について不明な点があれば、担当まで随時ご連絡ください。
- ・令和6年度については、ガバナンス状況に応じた団体評価については行わない予定ですが、今後ガバナンス状況に応じた補助金額の増減等の導入についても検討していますので、予めご留意ください。